

## 第4章 児童相談所の強化に向けた取組

### 1 相談・支援体制の強化

#### (1) 現状と課題

第5次答申では、児童相談所や関係機関において、全職員に対して児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底すること、そして、児童相談所や関係各機関職員の虐待事案への対応力を高めるため、職員の研修機会を保障し、研修の充実・強化を図ることが提言されました。初期アセスメント、一時保護の実施、援助方針の決定、児童の安全確認など、それぞれの場面において「千葉県子ども虐待対応マニュアル」などに則した原則的な対応を徹底することが求められていることから、研修を充実・強化しその内容を徹底するとともに、職員が確実に研修を受講できる環境を整える必要があります。また、一時保護解除後に児童福祉司指導として在宅指導を行うべきであったと指摘を受けており、一時保護解除後の支援を充実させる必要があります。

そして、同年の県議会での附帯決議においては、「①業務の効率化と職員の負担軽減、②客観性が担保されたケースの適切な進行管理、③リアルタイムでの情報共有、④AIを用いたアセスメントシートの分析及び意思決定の支援、⑤千葉県子ども虐待対応マニュアルの浸透、⑥ケース担当の異動時における業務のスムーズな引継ぎ」の6項目の実施が求められました。

県では、これらの提言等を踏まえた取組を実施してきたところですが、児童相談所の業務において、ICTの活用を強化し、事務の一層の効率化を図るとともに、令和4年の児童福祉法の改正において、一時保護の司法審査などが盛り込まれたことから、更なる体制強化にも取り組んでいく必要があります。

これまで児童福祉法等の改正や国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の配置基準の見直しに伴う増員を行うとともに、児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)等の適正な配置を行ってきました。

こどもや家庭をめぐる課題が複雑化・多様化している中、児童相談所の更なる体制強化のため、高い専門性を備え、柔軟で広い視野を有する専門職員を安定的に確保・育成することが求められていることから、令和5年度に人材育成確保対策室を新設しました。

さらに、児童福祉の現場で中心的な役割を担う児童福祉専門職員には、専門的知識や技術の習得に加え、支援対象の主体性を尊重する姿勢や、市町村をはじめとする関係機関の協力を得ながら支援を進めるための調整力が重要となっています。こうしたことから、こどもに関する様々な分野で業務を経験させるキャリアパスの充実や職場における OJT の強化が必要となっています。

一方、児童相談所の職員が大幅に増員され、約半数の職員が経験年数5年未満となっており、若手職員の能力向上と適切な業務執行体制の確保が喫緊の課題となっていることから、若手職員の指導育成やサポート等を行うグループリーダー等の中堅職員のマネジメント能力の向上が必要です。加えて、児童相談所の職員は、業務上多くの情報等を扱うため、情報の活用方法や守秘義務、個人情報保護に常に留意し、業務を遂行する能力が求められます。

さらには、組織体制の拡大に伴い、組織を統括できる広い視野を持つ人材の育成を進める必要があります。併せて、児童相談所全体を俯瞰し、統括する立場の職員が、マネジメント能力を発揮しやすい環境とすることも重要です。

## (2) 対策

- i. 児童福祉法等の改正など最新の動向等を踏まえ、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定を行うとともに、内容が遵守されるよう、マニュアルの実践に向けて、研修内容の見直しを行います。
- ii. 児童相談所の体制強化のため、令和5年度に策定した千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、児童相談所職員の確保及び人材育成を計画的に推進します。
- iii. 児童相談所や関係機関の職員の虐待事案への対応力向上を図ることで、組織全体の業務対応力が向上するよう、体系的かつ計画的な研修を実施します。
- iv. 児童相談所においては、経験の浅い職員が多いことから、中堅以上の職員の指導育成能力やマネジメント能力を高める研修を実施します。
- v. これまでの死亡事例における検証内容について、研修等を通じて周知を図ります。
- vi. 児童福祉法等の改正による一時保護所職員の配置基準の見直し等への対応や、児童相談所の体制強化を図るため、職員を100名程度増員しま

す。

- vii. 児童福祉司や児童心理司については、国の配置基準を踏まえて配置し、一時保護所の職員については、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を踏まえ、適切に配置します。また、庶務課においても適正な人員が配置されるように取り組むとともに、非常勤職員を含めた専門職員の増員を検討し、業務執行体制の強化を図ります。
- viii. 児童相談所支援システムの改修や機能の追加を行うとともに、他県の先行事例等も参考に、ICTの活用など、児童相談所の業務改善に向けた検討を進め、児童相談所職員の負担軽減に努めます。

### (3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもや保護者へのフォローアップの強化など、児童虐待事案への対応力を強化します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・子ども家庭110番の設置</li><li>・児童福祉司等を補助し、こどもの安全確認や児童記録の整理等を行う協力員の配置</li><li>・保護者への指導・カウンセリングの強化</li></ul>
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所職員の専門性を強化するための研修や中堅の専門職員等の指導育成能力及びマネジメント能力向上を図るためのマネジメント研修の実施</li><li>・スーパーバイザーの養成など外部研修への派遣</li><li>・児童相談所への弁護士の配置</li><li>・医師や弁護士等の専門家から助言を受けるための体制整備</li></ul>
児童虐待対策関係機関強化事業	児童相談所及び市町村の児童福祉司になる前の社会福祉主事等を対象とした任用前講習会や児童福祉司を対象とした任用後研修など、児童福祉法に定められた法定研修を実施します。

児童相談所支援システム整備事業	児童相談所の業務を支援するためのシステムの運用管理を行います。 また、事務の効率化を図るため、改修や機能の追加を行います。
ICTを活用した児童相談所業務改善事業	児童相談所職員の負担軽減等を図るため、児童相談所におけるICT環境を整備します。 ・AIを活用し、電話対応時の音声リアルタイムに文字起こしを行う音声マイニングシステムの導入 ・一時保護所職員用のシフト作成ツールの導入
児童安全確認民間協力員事業	児童相談所職員が困難ケースへ注力することなどを目的に、リスクが低いと児童相談所が判断する虐待通告について、家庭訪問による保護者や児童との面会等を通じた安全確認業務を、民間事業者への委託により実施します。
児童虐待防止SNS相談事業	SNS相談窓口「親子のためのSNS相談@ちば」を設置し、専門の相談員が各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に情報提供を行います。

(4) 目標

項目	現計画策定当時の状況	現状	目標	期限
県と市町村との人材交流の実施状況		4市 (令和6年度)	累計 10市町村	令和11年度
ICTを活用した児童相談所業務の改善		児童相談所支援システムの導入	システムの改修・新システムの追加導入	随時
SNS相談対応件数(再掲)		816件 (令和6年3月)	2,000件	毎年度

(5) 期限到来・達成済み目標

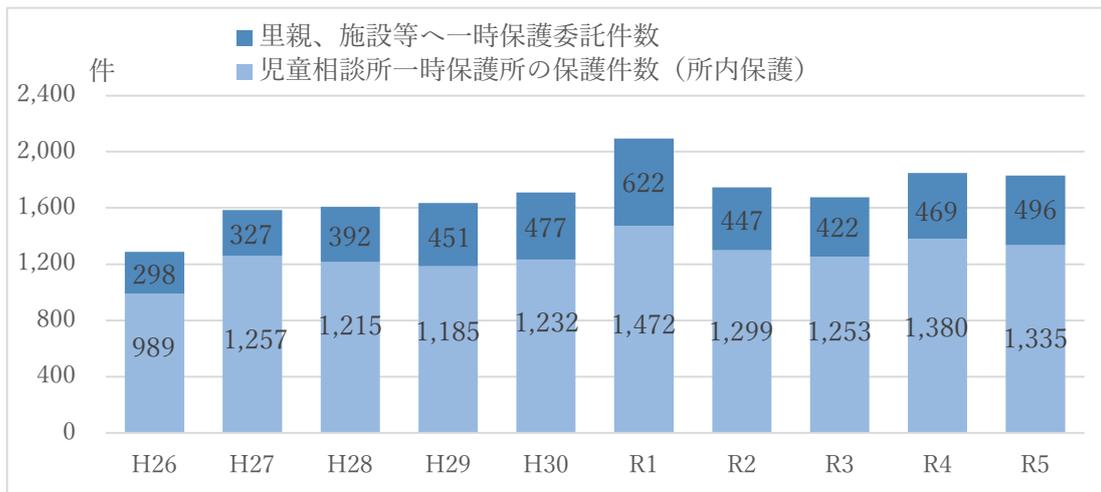
項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達 成の状況	期限
児童相談所職員の 増員	-	260 名程度 の増員	未達成 (令和 2 年度 からの累計 225 名) ※令和 5 年度に 令和 2 年度から 累計 261 名増員	令和 4 年度
児童相談所支援シス テムの改修	現行システ ムの見直し を検討	新システム の導入	達成	令和 3 年度

## 2 一時保護所の環境整備

### (1) 現状と課題

虐待の疑いのある児童に対して、速やかに安全を確保するため、一時保護等の対応が重要であることから、児童相談所の一時保護件数は増加傾向にあります。

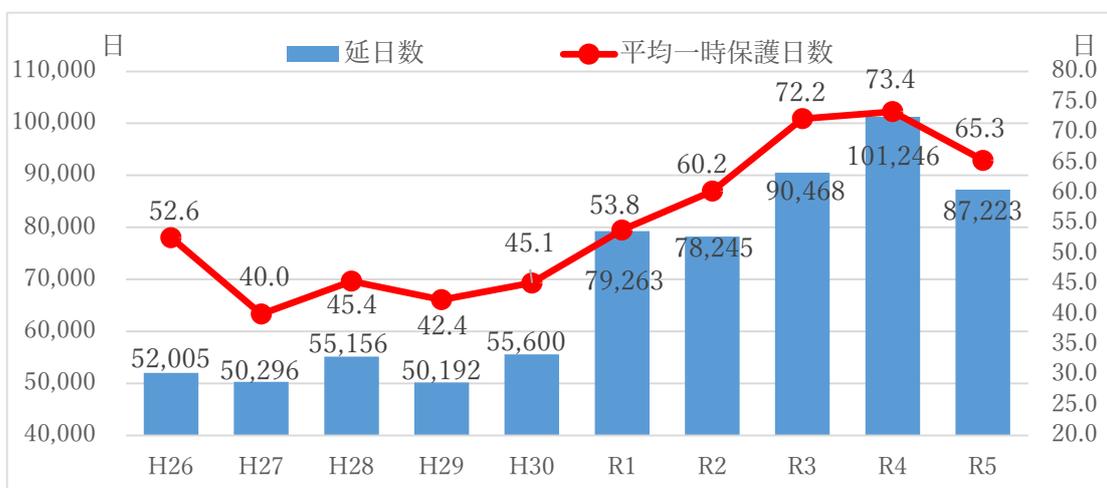
#### ○一時保護件数の推移（所内保護と一時保護委託）



出典：「福祉行政報告例」

一時保護件数の増加とともに、一時保護日数も急激に増加しており、DV等の要因で家庭復帰に向けた調整に時間がかかるケースの増加や、里親委託や施設入所が必要なこどもたちの受皿不足により、一時保護が長期化しています。

#### ○一時保護所の保護日数の推移（延日数・平均日数）



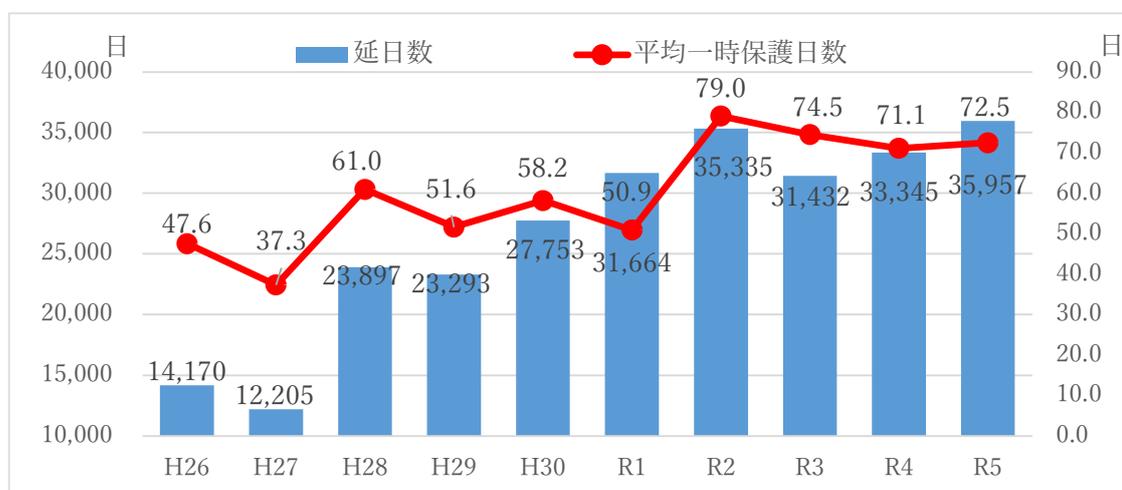
※平均一時保護日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

出典：「福祉行政報告例」

県では、一時保護所を緊急的に増設し、令和2年度に定員を115名から171名に増員しました。しかし、増設後もなお、定員を大きく超えてこどもが一時保護所に入所している状況が続いています。

里親や施設、医療機関等への一時保護委託も実施していますが、近年、保護日数が高止まりの傾向となっています。現在、県内には一時保護専用施設が2か所設置されていますが、さらなる一時保護委託の受皿の確保について、児童相談所一時保護所の整備と合わせて、検討を進める必要があります。

### ○一時保護委託の保護日数の推移（延日数・平均日数）



※平均一時保護日数＝年間延日数/年間委託解除数

出典：「福祉行政報告例」

令和6年3月に全面改定した国の一時保護ガイドラインには、一時保護所に入所するこどもの権利擁護が盛り込まれました。また、県では、令和7年2月に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、新たに一時保護所の人員配置基準や設備基準などを決めました。これらを踏まえ、こどもの安全確保だけでなく、こども一人一人の状況に応じた個別ケアが行える環境整備の強化や、こどもの権利の保障、支援の質の一層の向上などの取組を推進する必要があります。

こどもの権利保障の点では、WG調査において、「一時保護所のこどもの意見や要望を聞いて改善・反映してほしい」などの意見があったところであり、子どもの権利ノートの配布や意見を表明しやすい環境の整備、意見表明の機会の確保のほか、基準に沿った生活上のルール等の定期的な点検・見直しを行うなど、更なる検討が必要となります。

学習機会の保障の点では、同調査において「自分の学年にあった学習の機会を設けて欲しい」などの意見があったことから、学習指導員の配置や、一時保護所内の学習環境の更なる強化に努めていく必要があります。

支援の質の向上の点では、令和5年度に策定した千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づく人材育成を行うなど、今後も職員の資質向上を図るための取組を強化していく必要があります。

児童相談所においては、現在もこどもの最善の利益を実現することを最優先に支援を行っているところですが、県以外の公正・中立な第三者機関による評価を受けることにより、こどもの権利の保障と支援の質の一層の向上を図る必要があります。

## (2) 対策

- i. 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえ、一時保護所職員の更なる配置を進めます。
- ii. 今後の一時保護件数の動向を踏まえ、児童相談所の新設や建替計画と合わせて、必要な数の一時保護所の定員を確保していきます。
- iii. 児童養護施設や乳児院における一時保護専用施設の整備を支援します。
- iv. 里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等において、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる対応を行うとともに、こどもが理解できるように十分に説明をします。
- v. 一時保護されたこどもに対し、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡してこどもの権利をわかりやすく説明するとともに、生活上のルールが基準に沿っているか定期的に点検・見直しを行い、こどもの権利擁護に努めます。
- vi. こどもが意見を述べる機会を保障するため、意見表明等支援事業を実施し、こどもの意見形成や意見表明を支援します。
- vii. 学習指導員の配置や民間事業者による学習支援などにより、学習環境の更なる改善に取り組みます。
- viii. 児童相談所の業務について、第三者機関による評価を実施し、こどもの権利を保障するための取組の強化や支援の質の向上を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所専門機能強化事業	職員一人ひとりの資質向上を図ることで、組織全体の業務対応力が向上するよう、体系的かつ計画的な研修を実施します。
児童相談所虐待防止体制強化事業	<p>児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもや保護者へのフォローアップの強化など、児童虐待事案への対応力を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護されたこどもの心理的ケアの担当職員の配置</li> <li>・一時保護されたこどもに対する歯科医師による診察や指導の実施</li> </ul>
子どもの権利ノートの作成・配布事業	子どもの権利ノートを作成し、一時保護されているこどもに配布します。また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
こどもの意見表明等支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が児童相談所一時保護所等で生活するこどもの想いや悩み、不満、措置内容等に関して、こどもの意見・意向を把握し、児童相談所等へ伝達、連絡調整等を行います。
一時保護所における学習支援事業	一時保護所の学習支援を民間事業者に委託することにより、一時保護児童の学習をサポートします。
児童相談所第三者評価事業	第三者である評価事業者が、児童相談所を訪問し、適切に業務が執行されているか、保護されているこどもの権利が保障されているかなどを評価します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
一時保護所職員に 対する研修		16回 (令和6年度)	20回以上	毎年度
配置基準に沿った 一時保護所職員の 配置		—	配置基準の 充足	毎年度
一時保護所の保護人 数の定員超過の解消	-	定員超過 (令和5年度)	定員超過の 解消	毎年度

(5) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達 成の状況	期限
一時保護所の定員の 増員	115名	171名	達成	令和2年度

### 3 ケースマネジメント体制の構築

#### (1) 現状と課題

こどもの最善の利益を実現するためには、まずは、市町村等と連携し、家庭維持のための予防的支援に最大限の努力を行うことが重要ですが、虐待などで家庭での養育が困難又は適当でない場合には、児童相談所においてこどもを躊躇なく適切に一時保護し、こどもの安全を確保しなければなりません。

虐待対応相談件数や一時保護件数が増加する中で、児童相談所は虐待通告や一時保護などに迅速に対応するため、職員の大幅な増員を図ってきましたが、施設や里親に措置されたこどもに対する家庭復帰に向けた取組は十分にできていない状況があります。

こうした状況から、児童相談所は、早期からの支援を市町村に促すことで児童虐待の予防に努めることはもちろん、家庭養育優先原則やこどもにとって望ましいパーマネンシーの保障のため、早い段階から家庭復帰に向けた検討を進めるなど、一時保護後の将来を見据えて対応していくことが重要です。そのためには、こどもごとに異なる経験、現在の環境、希望などを総合的に調整しながら支援していく必要があります。特に、社会的養護が必要なこどもには、慎重かつきめ細かな支援が必要です。社会的養護を検討する場合、家族との交流や、市町村、施設、里親等と連携し、家庭復帰の可能性を模索するとともに、最終的に家庭復帰が困難と判断する場合には、親族による養育への移行など、可能な限り家庭養育に近い形での支援を検討することが必要です。

こうした一時保護後の支援にしっかり取り組むことにより、一時保護期間も短くなり、こどもが早く安定的な生活を取り戻すことが可能となります。

このように、児童相談所には、児童虐待の未然防止から安全確保、そして、こどもの将来に向けた支援など、多くの役割が求められていることから、今後、児童相談所は、他自治体の先進的な取組なども参考にしながら、各児童相談所に配置された家庭養育推進チームが中心となり、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障に基づいたケースマネジメント体制を構築し、具体的な取組を進める必要があります。

## (2) 対策

- i. 家庭養育推進チームが中心となり、こどもにとって望ましいパーマネンシーの実現に向けた支援計画や施設・里親などとの連携、市町村支援などの在り方について検討を進めます。
- ii. 児童相談所職員に対し、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障に関する研修を行い、また、適宜ケースの振り返りを行い、課題等を整理し、見直しを行うなど、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネジメントを徹底します。
- iii. 市町村に対する支援や相談に対応する職員を育成し、市町村を適切に支援していきます。また、各児童相談所は、管内市町村の児童虐待担当部署に対して研修や協議会を通じ、予防的支援の強化を図ります。

## (3) 主な事業

事業名	概要
家庭養育推進チームの配置（再掲）	各児童相談所に家庭養育の推進を行うチームを配置し、今までのケースマネジメントのあり方を見直すとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援を行います。
児童相談所専門機能強化事業	家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントに関する研修を行います。また、市町村に対する支援や相談に対応する職員を育成する研修を実施します。
児童相談所虐待防止体制強化事業	地域における児童虐待への体制強化を図るため、各児童相談所において管内の市町村職員等を対象とした実務研修等を行います。

## (4) 目標

項目	現計画策定当時の状況	現状	目標	期限
一時保護所の保護人数の定員超過の解消（再掲）	-	定員超過 (令和5年度)	定員超過の解消	毎年度

## 4 児童相談所の整備

### (1) 現状と課題

中央、市川、柏児童相談所の管轄人口は130万人を超えており、全国的にも多く、現在は職員数が200名を超えている児童相談所もある状況です。組織のマネジメントをより適切に行うためにも管轄区域を見直し、現在、2か所の県児童相談所の増設を進めています。

なお、本計画策定時の目標は、令和11年度までに県児童相談所を2か所増設するものでしたが、現在、印西市内及び松戸市内に県児童相談所を建設中であり、令和8年度中に目標を達成できる見込みとなっています。

#### ○県児童相談所の管轄区域の状況

<現在の管轄区域>



※人口は令和6年4月1日時点県統計課調査より

<見直し後>



※船橋市と柏市は市の児童相談所を設置

管轄人口・面積比較

	人口（人）		面積（K㎡）	
	現状	見直し後	現状	見直し後
中央	1,360,798	643,219	1,132.19	440.53
(仮称)印旛	—	717,579	—	691.66
市川	1,427,660	670,710	181.45	74.75
柏	1,426,672	493,866	358.14	182.02
(仮称)東葛飾	—	607,975	—	82.46
銚子	246,692	246,692	717.47	717.47
東上総	393,232	393,232	1,161.75	1,161.75
君津	433,507	433,507	1,334.72	1,334.72
合計	5,288,561	4,206,780	4,885.72	4,685.36
平均	881,427	525,848	814.29	585.67

※ 千葉市は 981,909 人、見直し後の船橋市は 647,319 人、柏市は 434,462 人

一方、既設の児童相談所の一部においては、建物の老朽化と職員の増員による狭隘化が進んでいることから、「千葉県県有建物長寿命化計画」において、建替えや修繕等の方針が示されています。

○児童相談所の整備計画

期 別		大規模改修	建替え
I 期	整備完了	中央児童相談所	
	着手済み		柏児童相談所 銚子児童相談所
II 期		君津児童相談所	

※ I 期 平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）

II 期 令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

出典：「千葉県県有建物長寿命化計画」

柏児童相談所は、建替えを行う計画となっておりますが、現在の庁舎がある敷地は面積が狭く、現地での建替えが難しいことから、移転をした上で建替えを行うことになりました。

銚子児童相談所についても、当初の整備計画では、一時保護所の大規模修繕を行うこととされていましたが、今後の増員や一時保護児童の増加を踏まえ、現在の敷地や建物を使い続けることが困難なことから、移転をした上で、建替えを行うことになりました。

柏児童相談所と銚子児童相談所は、目標どおり、令和4年度に建替えに着手し、令和7年度から建設工事を実施する予定であり、君津児童相談所についても、整備計画の具体化を進めているところです。

また、千葉市児童相談所においては、案件の増加、複雑化・困難化する児童虐待に対し、的確かつ迅速な対応及び組織マネジメントの強化を図るため、令和4年度に現施設内で、東部児童相談所及び西部児童相談所の2所体制としましたが、職員数の増に伴う執務室の狭隘化に加え、一時保護所の定員超過を解消する必要があることから、千葉市東部児童相談所の管轄区域内に移転をした上で、建替えを行うことになりました。

## (2) 対策

- i. できる限り早期に2か所の県児童相談所が増設できるよう取り組みます。
- ii. 柏児童相談所及び銚子児童相談所の建替えの実施と君津児童相談所の整備計画の具体化を進めます。
- iii. 千葉市東部児童相談所について、一時保護所を併設した新たな施設を整備し、移転します。

(3) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
県児童相談所の増設	6 か所	建設中 (令和 6 年度)	2 か所増設	令和 8 年度
柏児童相談所の 建替え		実施設計 終了 (令和 6 年度)	建替え完了	令和 9 年度
銚子児童相談所の 建替え		実施設計 終了 (令和 6 年度)	建替え完了	令和 9 年度
君津児童相談所の 大規模改修	検討中	検討中 (令和 6 年度)	着手	令和 9 年度
千葉市東部児童相談 所の整備・移転		整備基本 計画策定 (令和 6 年度)	整備完了	令和 11 年度

(4) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達 成の状況	期限
柏児童相談所の 建替え	検討中	着手	達成	令和 4 年度
銚子児童相談所の 建替え	検討中	着手	達成	令和 4 年度

## 5 中核市の児童相談所開設に向けた支援

### (1) 現状と課題

中核市や特別区における児童相談所の設置は、子育て家庭にとってより身近な行政機関としての強みを生かし、子育て支援から児童虐待対応、虐待を受けたこどもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援の実現につながることから、全国的に、中核市や特別区による児童相談所の設置が増えてきています。本県においても、船橋市と柏市が令和8年度中に児童相談所を開設する予定であることから、県として積極的に支援する必要があります。

具体的には、児童相談所に必要な児童福祉司や児童心理司等の確保、特に指導的役割を担うスーパーバイザーや経験者の確保は困難であることから、人材の確保について支援する必要があります。児童相談所が開設された後も、経験の浅い職員へのサポートなど、継続的な支援を行う必要があります。

また、県から両市へのケース移管や各業務の引継ぎなどを円滑に行っていくとともに、県及び両市がそれぞれ管轄する里親の相互利用や、県が実施する事業における今後の連携についても検討を進める必要があります。

県としては、両市に児童相談所の設置に向けた具体的な計画やスケジュールを確認し、両市の課題を整理しながら、計画的に支援を行っていく必要があります。

### (2) 対策

- i. 現在、児童相談所開設に向けた課題について、県と両市の実務者レベルで検討する児童相談所設置検討会議などにより、随時協議を実施しているところであり、その内容を踏まえながら、必要な支援策の検討を進めます。
- ii. 現在、両市からの研修生を児童相談所に受け入れています。児童相談所開設に向けて、更なる人材の確保や育成を図る必要があることから、両市の意向を踏まえ、計画的に研修生の受入を行います。
- iii. 開設に向けた準備のため、県と両市の間で相互に職員を派遣する人事交流を積極的に実施します。
- iv. 両市が児童相談所を開設した際には、県児童相談所からケースの移管や業務の引継ぎが必要となることから、両市と協議を重ねながら円滑かつ確実に進めていきます。

- v. 合同研修の実施や各種会議への参加、職員の派遣、人材交流を通じて、開設後も両市への継続的な支援を行います。

(3) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
船橋市における児童 相談所の開設	設置の意向 を表明	開設準備	開設	令和8年度
柏市における児童相 談所の開設	設置の意向 を表明	開設準備	開設	令和8年度